富谷市復興推進計画

令和2年10月16日 宮城県富谷市

- 1. 計画の区域 富谷市全域
- 2. 計画の目標

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、県内では沿岸部を中心に多数の企業が被災し、事業活動の見直しや事業の休廃止に追い込まれる状況となり、多くの人々の雇用が奪われた。一方、本市でも震度6弱を観測し、道路や多くの公共施設が被災したのをはじめ、家屋の全半壊、一部損壊など多くの被害が発生した。

本市においては、かねてより周辺市町村との広域連携により発展してきた背景がある。また、平成28年の市制施行を機に、更なる発信力をもってまちづくりに取り組んできた経緯がある。ゆえに、そうした背景から、被災した沿岸部の経済再生に寄与し得る基盤があると言える。

このような情勢を踏まえ、地域経済の迅速な復興を実現するため、新たな事業の創出により、市の特性を活かしつつ、本市のみならず沿岸部も含めた地域経済の活性化及び雇用機会の創出を行うことを目標とする。

- 3. 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容 地域経済活性化及び雇用の創出を図るため、本市の中核的産業である生産用 機械器具製造業の新たな事業創出を支援する。
- 4. 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特例の措置の 内容

「復興特区支援貸付事業」

① 事業の内容

本市に立地するニプロプレシジョンモールド株式会社(以下「対象事業者」 という。)が、富谷市ひより台地区において、ダイヤライザー用金型製造工場 を新設するために必要な資金を貸し付ける事業

② 貸付の対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであることの説明

本市の生産用機械器具製造業は、市内の製造業における従業者数で第3位

の中核的産業である。また、対象事業者の従業者数は本市の生産用機械器具製造業において約25.2%を占めており、本市の生産用機械器具製造業において中核的な位置づけにある。加えて、設備投資額の規模も本事業者の年間減価償却費を上回っており、本市の生産用機械器具製造業の増強に果たす役割は大きいものとなっている。

また、本事業は、本市の復興産業集積区域内において、ダイヤライザー(注) 用金型の製造工場を新設する事業であり、本事業によって、医療機器製造時 に必須である金型を製造することが可能となる。また、内製化を行うことで 品質の安定化や金型立ち上げ期間の短縮化を図り、需要及び売り上げの増加 を見込めるため、医療・健康関連産業の活性化を図ることが可能である。

今般の工場新設により、8名の新規雇用を見込んでいる。本市だけでなく 広く沿岸部からも採用することとしており、沿岸部での雇用機会を失われた 人々の生活再建に貢献するものである。

このことから、本市における製造業の中核となる生産用機械器具製造業の設備投資を行うことは、目標に掲げた「本市のみならず沿岸部も含めた地域経済の活性化及び雇用機会の創出」を達成するために必要かつ有効な事業である。

注. 血液透析で使用される透析装置(医療機器)のこと

- ③ 施行規則第2条に規定する当該事業 施行規則第2条第6号
- ④ 利子補給金の支給を受ける予定の金融機関名 株式会社七十七銀行
- ⑤ 特例の措置

本事業を実施するものに対して必要な資金(3億円以上)を貸し付ける指定金融機関への復興特区支援利子補給金の支給(法第44条の規定に基づく措置)

5. 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該 計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

当該計画の実施により、本市の生産用機械器具製造業の主要企業である対象事業者が工場を新設し製品の内製化を行っていくことは、効率的な生産や本市の産業振興にも繋がるものとなる。これにより、需要の増加とともに本市及び被災地沿岸部の事業者の取引拡大などの経済効果が期待される。

これらの効果は、本市及び被災地沿岸部を含む地域における復興の円滑かつ迅速な推進と雇用機会の創出など地域経済の活力再生に寄与するものである。

6. その他

本計画の策定に際し、法第4条第3項に基づき、宮城県の意見を聴取した。 また、富谷市、宮城県、株式会社七十七銀行及び対象事業者を構成員とする 富谷市復興推進協議会(地域協議会)において、法第4条第6項の規定に基 づく協議(書面協議)を行った。